

IASBが、投資企業の免除の適用に関するIFRS第10号及びIAS第28号の修正を提案

注：本資料はDeloitteのIFRS Global Officeが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

トーマツ IFRSセンター・オブ・エクセレンス

本IFRS in Focusは、2014年6月にパブリック・コメントのために公表された最近の公開草案ED/2014/2（ED）に提示された、IFRS第10号「連結財務諸表」及びIAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の修正案を要約したものである。

要点

- 本EDは以下を提案する。
 - 投資企業がIFRS第10号に従ってその子会社を公正価値で測定する場合でも、連結財務諸表の作成の免除は、投資企業の子会社である親会社にとって利用可能である。
 - 投資企業に対する子会社連結の要求事項は、子会社自身が投資企業ではなく、かつその主な目的が親会社の投資活動に関連するサービスを提供することである子会社にのみ適用される。
 - 投資企業である関連会社に持分法を適用する際に、投資者は、関連会社がその子会社に使用する公正価値測定を維持すべきである。しかし、投資企業である共同支配企業については、共同支配投資者は、共同支配企業がその子会社に使用した公正価値測定を修正する必要があるとあり、代わりに、連結を含め、共同支配投資者の会計方針を適用する。
- IASBは、本修正案の発効日を提案しなかったが、早期適用は認められることが提案された。
- 本EDに関するコメントは、2014年9月15日が期限である。

なぜ本修正が提案されたか

公開草案ED/2014/2「投資企業：連結の免除の適用（IFRS第10号及びIAS第28号の修正案）」で提案された修正は、IFRS解釈指針委員会（IFRS IC）に要望書が提出された3つの論点からなる。

これらの論点を議論した後、委員会メンバーは、IASBに対してIFRS第10号及びIAS第28号の狭い範囲の修正として本論点に対処することを提案した。IASBは、この提案に従い本EDを公表した。

いつ修正案が適用されるか

IASBは、本修正案の発効日を規定しなかったが、最終化されれば、早期適用が認められることが提案された。

本EDに関するコメント期間は、2014年9月15日に終了する。

公開草案で提案された変更は何か

連結財務諸表の作成の免除

IFRS第10号では、その最終親会社又は中間親会社が、IFRSに従いかつ公開されている連結財務諸表を作成する親会社に、連結財務諸表の作成の免除を提供する。

IASBは、投資企業が連結する代わりに、IFRS第10号に従い公正価値でその子会社を測定する場合でも、連結財務諸表の作成の免除は、投資企業の子会社である親会社にとって利用可能であることを確認する提案をする。本提案は、費用対効果の検討、及び投資企業である最終親会社又は中間親会社は、IFRS第12号「他の企業への関与の開示」、IFRS第7号「金融商品：開示」及びIFRS第13号「公正価値測定」に従い、開示を提供することが求められるという事実に基づくものである。

親会社の投資活動に関連するサービスを提供する子会社

IFRS第10号は、投資企業に、投資企業の投資活動に関連するサービスを提供するすべての子会社を連結することを求めている。IASBは、公正価値測定免除は、投資企業である親会社のオペレーションの延長として活動する子会社にだけ適用されることを明確にする提案をする。これは、連結の要求事項は、自身が投資企業である子会社に適用されないことを意味する。代わりに、そのような企業は公正価値で測定されるべきである。

見解

IASBは、結論の根拠案において、この明確化は、投資企業に、投資企業である子会社を含め、すべての子会社を公正価値で測定することを求める要求事項と整合していると説明する。

IASBの見解では、この明確化は、投資企業に、その主な目的が投資企業である親会社の投資活動をサポートするサービスを提供することである子会社を連結することを求める要求事項とも整合している。子会社が投資企業の定義を満たしている場合、投資に関連するサービスは主な活動とはならない。なぜなら、投資に関連するサービスが主な活動であれば、投資企業の定義に合致しないためである。

投資企業ではない投資者による投資企業である投資先への持分法の適用

持分法を適用する際に、IAS第28号は、企業の

会計方針と一致させるため、関連会社又は共同支配企業の会計方針を修正することを要求する。

IASBは、投資企業ではない投資者によって、投資企業である関連会社及び共同支配企業へ適用される、一貫性のある会計方針の要求事項を修正する提案をする。投資先が投資企業である関連会社である場合には、投資者は、投資先が子会社に適用する公正価値測定を維持する。しかし、投資先が投資企業である共同支配企業である場合には、投資者は、共同支配企業の子会社の連結を含む、投資者の会計方針に従うために、投資先によって適用されている公正価値測定を修正する。

見解

本修正案が最終化されれば、IAS第28号における持分法は、関連会社と共同支配企業にまったく同じようには適用されない。共同支配投資者にとって実務上の問題はより少ないと考えられるので、IASBは本修正案において、関連会社に対する投資と共同支配企業に対する投資を意図的に区分した。IASBの見解では、投資者にとって、共同支配企業の投資に関する情報を得る方が、関連会社の投資に関する情報を得るより容易である。これは、投資者が関連会社に重要な影響力のみ有するのに対して、共同支配投資者はその共同支配企業の共同支配を有するからである。

以上